

平成 21 年 5 月 29 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006～2008

課題番号：18510032

研究課題名（和文） 社会環境情報開示の多面的研究

研究課題名（英文） Multifaceted study of Social and Environmental Reporting

研究代表者

向山敦夫（MUKOYAMA ATSUO）

大阪市立大学・大学院経営学研究科・教授

研究者番号：50200241

研究成果の概要：地方自治体（政令指定都市）の水道事業体がおこなっている環境情報開示（環境会計および環境報告書）の比較研究をおこなった。また、わが国企業のワーク・ライフ・バランスに関する情報開示の実態調査をおこない、実際のワーク・ライフ・バランス制度の導入と情報開示の現実には格差があることを指摘した。さらに、わが国企業の社会環境情報開示の史的展開とその背景について検討し、CSR（企業の社会的責任）と企業評価の可能性について検討した。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,200,000	0	1,200,000
2007年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,500,000	690,000	4,190,000

研究分野：社会環境会計・財務会計

科研費の分科・細目：環境影響評価・環境政策・2002・B・L・環境と社会

キーワード：社会環境情報、環境報告書、CSR、ワーク・ライフ・バランス、水道事業体、持続可能性

## 1. 研究開始当初の背景

近年、社会環境情報開示は営利企業のみならず、地方自治体にも広がりを見せている。とくに環境対応が迫られる水道事業体に導入するケースが多いが、これまでの研究は営利企業が中心であり、水道事業体の環境情報開示の比較検討はおこなわれていなかった。

「ファミリー・フレンドリー」から「ワーク・ライフ・バランス」への概念の変化は、企業と従業員との新たな関係性をあらわし

ている。

CSRは1970年代に「企業の社会的責任」の名の下に議論されたが、80年代には顧みられなくなった。現代におけるCSRを企業経営にどう位置づけるかは、新しい問題を提起している。

## 2. 研究の目的

(1) 水道事業体間での環境情報開示の比較研究をおこなう。また、民間企業レベルでは認

知されなかった水道事業体固有の問題点を明らかにするとともに、業界ガイドラインの策定や標準化の可能性について検討する。

(2) 女性に優しい企業（ファミリー・フレンドリー企業）に着目し、このような評価を受ける企業群が同時に適切な情報開示をおこなっているのか否かの調査研究を行う。

(3) 環境情報開示は持続可能性報告、CSR報告へと拡張しつつある現状をとらえ、社会環境情報開示に関する国際的ガイドライン策定の動きについて検討する。

### 3. 研究の方法

(1) 政令指定都市および主要自治体（東京都・大阪府・京都府等）が発行している環境報告書および環境会計を継続的に入手し、記載内容の分析をおこなう。

また、水道事業ガイドラインの検討をおこない、環境業績指標の可能性について検討する。

(2) 「ファミリー・フレンドリー」から「ワーク・ライフ・バランス」への概念の変化を追い、「ワーク・ライフ・バランス」企業として評価されている企業が作成している持続可能性報告書やCSR報告書の内容の比較検討をおこなう。

(3) 企業がCSR施策を採用する論拠としての倫理性やWin-Win関係について検討する。また、企業の社会環境情報開示の論拠を考える場合、正統性(legitimacy)が主張されている。歴史的にみれば、わが国の現状には必ずしも適合しないと考えられるが、文献研究とともにわが国の現状を説明する論拠としての正統性の可能性について検討する。

### 4. 研究成果

(1) 平成12年以降、各地方自治体の水道事業体においても環境会計や環境報告書に対する関心が高まったが、政令指定都市の水道事業体で環境報告書を作成しているところは、いまだ少数であり、都道府県の水道事業体でも現段階では環境報告書の精粗の差が激しく、記載項目も形式も、同一事業としての統一性に欠けている。

(2) 全体的にページ数が増加している。内容的には、図表1からも明らかなように、東京都水道局が作成する環境報告書が質量ともに他を圧倒している。とくに、PDCAサイクルにともなって具体的な環境施策に対する目標数値を掲げてその達成度を開示し、CO<sub>2</sub>排出量やエネルギー使用量、建設発生土・廃棄物リサイクルなどの環境負荷データのみならず、グリーン購入や低公害車の導入に至るまで具体的な数値が経年比較で掲載されており、説得力を強めている。それに比べて、大阪市ならびに大阪府の両水道事業体の環

図表 1

	札幌市	横浜市	川崎市
環境報告書のページ数(表裏紙含む)	27	20	15
<b>I. 基本的項目</b>			
環境理念・環境方針	○	○	○
事業管理者の緒言	○	○	○
事業概要	○	○	○
水源と給水区域	○	○	○
組織図	○	○	○
<b>II. 事業活動における環境配慮</b>			
年次目標と達成度評価	○	○	○
物質フロー	○	○	○
環境会計(保全効果、経済効果含む)	○	○	○
水質管理	○	○	○
(高度)浄水処理の仕組み			
水資源(水源)の保全(団体支援、森林、ダム)	○	○	○
地盤沈下対策		○	
漏水対策	○	○	○
<b>III. 環境マネジメントシステム</b>			
環境マネジメントシステム(構築)	○	○	○
オフィス活動での環境保全(省資源・省エネ)	○	○	○
職員への環境研修	○		
環境コミュニケーション(広報活動)		○	
アンケート用紙・はがき			
ISO14001の認証	○		○
第三者レビュー(第三者審査)	○		
<b>IV. 環境負荷低減の取組</b>			
自然・新エネルギーの利用(太陽光等)		○	
各種省エネルギー(コージェネレーション等)	○	○	○
化学物質の安全対策(薬品、PCB等)			
脱水ケーキ・水道残渣・浄水汚泥	○		○
建設発生土・廃棄物のリサイクル	○	○	○
工事における環境対策(浅層埋設)	○	○	○
公用車の排出ガス対策			○
グリーン購入	○		○
ヒートアイランド対策			
施設内の緑化		○	○
環境指標(CO <sub>2</sub> , NO <sub>x</sub> 等)	○	○	○
<b>V. 社会的取組</b>			

名古屋市	京都市	大阪市	東京都	千葉県	神奈川県	京都府
27	23	20	60	27	26	4
	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	
			○	○	○	○
			○	○		
○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	
			○	○		
○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	
			○	○		
○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	



さらに基本的な問題として、対従業員施策を企業のCSRの実践としてCSR報告書に掲載すべきか否かという問題を考える必要がある。たとえば、松下電器産業（現 Panasonic）はCSR報告書では簡略な記述にとどめ、採用情報にリンクを貼って諸制度について詳細に記載している。最も重要な情報利用者と考えられる女性社員は社内で情報入手は可能であるが、労働市場にとどまっている女子学生等の潜在的従業員にとって、このような情報は必要か否か、必要であるとすれば、この現状は彼女らのニーズを満たしているのかが問われなければならないであろう。

(7)1970年代におこなわれた企業の社会的責任論と、1990年代以降のCSRとの違いは、おそらく2つの点で説明可能である。1つは、かつての議論が企業活動のマイナスの側面に対する企業批判論的なスタンスが出发点となっていたのに対して、1990年代以降の議論は、SRIにみられるように、企業の社会的側面を積極的に評価し、企業評価（あるいは、社会・環境リスクの軽減）に結びつけている点である。近年の動きでは、機関投資家やSRIの評価機関が企業の社会性を評価し、ポートフォリオの組み入れ銘柄を選別するという形で影響力を行使し始めており、企業価値の増大を要請する機関投資家（および評価機関）がCSRに注目している。

いま1つの違いは、開示される情報の内容と情報提供主体としての企業側の姿勢である。1970年代から80年代にかけて、ヨーロッパを中心として企業の社会的側面、とくに社会（従業員）に関する情報を開示する動きが比較的活発であった。

グローバルな地球環境問題の顕在化はその議論の中心を環境に移したが、伝統的な社会（従業員）を中心とする企業社会報告は、環境報告書から、経済・社会・環境の3つの側面のバランスを問うトリプル・ボトムラインをその内容とする持続可能性報告、さらには社会的責任報告へと展開している。

NGOであり、多くのステイクホルダーのネットワークであるGRI（Global Reporting Initiative）から公表された持続可能性報告ガイドラインは、世界各国の企業が公表する持続可能性報告のデファクト・スタンダードとして機能している

(8)CSRは社会的問題に対してどこまで行動すべきかという「企業の視点」と、社会的問題に企業をどこまで巻き込めるかという「社会の視点」がせめぎ合う場であって、その範囲を画一的に規定することは難しい。

(9) 企業の評価軸としての社会性評価について検討する場合、以下の3点が重要となる  
①なぜ企業の社会性を評価するのか（評価目的）

②誰が企業の社会性を評価するのか（評価主

体）

③企業の社会性として何を評価するのか（評価対象）

社会性評価を経営分析体系の中で位置づける場合、大きく分ければ、社会性を収益性・安全性と同列の企業評価の軸とする考え方と、社会性を企業の収益性に還元して評価するという立場の2つが考えられる。企業の社会性という性格の異なる特性を、収益性や安全性と並ぶ伝統的な評価体系の中にどのように組み込むかは困難な課題である。

(10)最近の特徴は、社会性評価が投融資という「カネ」の流れに結びつけられているという点である。わが国の事例としては、日本政策投資銀行の「環境格付けによる融資（環境配慮型経営促進事業）」が知られている

また、日本企業を対象とする国際的なSRIインデックスとしては、以下の3つが知られている。

①Dow Jones Sustainability Index (DJSI)

②FTSE4Good Index Series

③Ethibel Sustainability Index Global

財務諸表に集約される経済的パフォーマンスとは異なり、社会・環境パフォーマンスを単一数値に落とし込むことは困難である。

また、環境パフォーマンスの評価には貨幣単位よりもCO<sub>2</sub>削減量や排出量のような物量単位での評価が不可欠である。体系的な評価のためには、物量単位と貨幣単位との組み合わせ、例えば、エコ・エフィシエンシー（付加価値÷環境負荷（CO<sub>2</sub>排出量）、環境負荷（CO<sub>2</sub>）削減量÷環境コスト）の活用が期待される。

(11)戦略的CSRやWin-Win関係が論拠として主張されているが、企業にとってWin-Winであるばかりではなく、企業と社会の双方にとってWin-Winであることが重要である。もちろん、それが企業の経済的パフォーマンスに結びつくのであれば、それは理想的な状況であるが、そのためにはステイクホルダーの意識改革が不可欠である。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

①向山敦夫、「企業の社会性評価とCSR」、『年報経営分析研究』、第25号、29-39頁、2009年、査読有

②向山敦夫、「持続可能性からみた水道事業経営 ～経済・安全・環境のバランス～」、『都市問題研究』、第60巻第7号、30-45頁、2008年、査読無

〔学会発表〕(計4件)

①向山敦夫、「環境情報開示の意義～3つの視点～」、第49回日本貿易学会全国大会、2009年5月30～31日、近畿大学

②向山敦夫、「企業の社会性評価とCSR」、第25回日本経営分析学会年次全国大会統一論題、2008年5月10日

③ Atsuo MUKOYAMA, Development and Background of Social and Environmental Reporting in Japan, The Fifth Asian Pacific Interdisciplinary Research in Accounting (APIRA) Conference, 2007年7月10日, The Hyatt Regency Auckland (New Zealand)

④向山敦夫、「持続可能性と会計の課題」、第19回日本社会関連会計学会全国大会統一論題、2006年11月25～26日、愛知工業大学

〔その他〕(計3件)

①向山敦夫、「CSRと企業の社会性情報開示～ワーク・ライフ・バランスに関する情報開示を中心として～」、日本社会関連会計学会スタディ・グループ『日本企業におけるCSR情報(環境情報を中心として)の動向調査』、2008年

②向山敦夫、「CSRと社会性情報開示」、会計学サマーセミナー、2008年8月8～10日、長崎県立大学

③向山敦夫、「企業と社会との新たな関係構築に向けて～CSRと企業倫理～」、会計学サマーセミナー、2007年8月5～7日、久留米大学

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

向山 敦夫 (MUKOYAMA ATSUO)

大阪市立大学・大学院経営学研究科・教授

研究者番号：50200241

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし